



Title	山片蟠桃『夢ノ代』雑書篇訳注（二）
Author(s)	岸田，知子
Citation	中国研究集刊. 2012, 55, p. 150-165
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/58732
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

山片蟠桃『夢ノ代』雜書篇訳注（二）

岸田知子

一、テキストは、関西大学図書館所蔵写本を底本とし、これに句読点等を施した日本思想大系（岩波書店）本を参照した。

一、漢字は基本的に常用漢字を用いた。

一、コト、ドモ、シテを記す記号はカナ表記に改めた。

一、送り仮名・振り仮名のうち片仮名は底本による。平仮名は訳注者が施した。

一、底本の欄外書き込みは（欄外：）として該当箇所に挿入した。

一、「」は底本では章末にある。別本に拠るものと思われる。岩波本に従って本文中に挿入した。

一、各章のタイトルは訳注者がつけた。なお、注はなるべくわかりやすく詳しく書いた。

七、孟子の天資

孟子ハ仁智兼ソナヘ、加フルニ雄弁即智^①、其天資^②ヲナス。天下ヲ救フニ汲々^③タルモノハ賢者ノ常ナリトイヘドモ、知弁^④ナクシテ行ハルベカラズ。孟子ノ斉・梁ノ君ニ対フル^⑤最其ケヤケキ^⑥モノナリ。梁王「何ヲ以テカ我國ヲ利セン」^⑦ト云トキ、先ソノ利ト云一言ヲラトリニシテ付入り、「何必ズ曰フ^⑧レ利ト、亦有ル^⑨ニ仁義ニ而已」ト云出シテ利ヲ抑ヘテ仁義ヲ揚ゲ、ソノ仁義ナラザレハ国家乱レ治ルベカラズト、列国ヲ朝セシメ^⑩天下ニ王タルベキ法ヲ云。ア、雄弁ナルカナ。利ハコレ万世ノ害ニシテ、仁義ハ万世ノ利ナリ。又齊王ニ対フル^⑪ニ、ミナソノ約^⑫ヲイル、コト牖^⑬ヨリシテ^⑭、ソノ欲ニ付入テ

説出ストイヘドモ、蘇・張覇術ノ論^⑩ト曰フ同フシテ語
ルベカラズ^⑪。即坐ノ問答トイヘドモ、尺ヲ枉ズシテ尋
ヲ直クス^⑫。知弁兼備ト云ベシ。林羅山子^⑬ハ博学宏
才、我朝ノ大儒ニシテ 神君^⑭ニ貴重セラル。ソレヨ
リ 台・猷^⑮ニ大君ニ用ラル。陰見録^⑯ニ曰、正保二
年正月十九夜、大君^⑰ニ侍講ス。岡田淡州^⑱問テ曰、「狂
言ノ中ニ^⑲、蓬萊ノ島ナル鬼ノ持タル宝ハカクレ笠カク
レ簀打出ノ小槌^⑳ニジヨムジヨト云コトアリ。此
ノシナ^㉑ハ宝ノ中ニテモ上タニシテ、又コノ上ニ上タ
ナルコトナシト云意ニテ、上々無上タト云也」ト。内田
信州^㉒問テ曰、「鎌倉ニノツケン堂ト云アリ。昔金岡納
言^㉓コ、ニ来リテコノ勝景ヲウツサントスルニ筆ニツク
シカタクシテ筆ヲステ、ノツケ^㉔ニナリタルユヘニ捨筆
松トテ今ニアリト云、イカン」。羅山子曰、「金岡ノ筆ヲ
ステ、ノツケニナリタルニアラズ。彼堂ハ、金沢^㉕ヨリ
出ル山ゴヘノ坂ノ右ノ高キ処ニアリ。坂ヨリ仰キ見ルユ
ヘニ仰見堂ト云」ト。堀田加州^㉖問テ曰、「小児ノ遊ビ
ニ、左右ノ手ヲヨセテ鬼ノ皿ト云コトヲスルニ、其詞ニ
云、タイドノノノタイガ嬢、梶原、アメウジ、メクラガ
杖ヲツイテ通ル処ヲ、サラバヨツツイノケ。ト云コト
アリ。イカン」。羅山子曰、「コレハ鎌倉ノトキ頼朝ノ意

ニカナヒ出頭^㉗威勢ノ強カリシ人々ヲカゾヘ立タルナ
リ。先タイドノノノトハ御台政子^㉘ナリ。一モタイドノ、
二モタイドノトツバキタルハ、ナラベミベキ人ナキヲ
云。タイガ女ハ頼朝ノ大姫君ニテ、清水ノ冠者^㉙ノ夫人、
寵愛ノ女ナリ。次ニ梶原ハ平三景時^㉚也。コレ亦出頭ノ
人ナリ。アメウジトハ、安明寺^㉛トテ時政^㉜ノ妻牧ノ方
ノ一族ニテ、盲人トナリテ、ツ子ニ侍シテ威勢アリ。ユ
ヘニ殿中ニテ杖ヲツキ歩行ス。安明寺ニ行逢フモノハ、
カタヨリテ通セシユヘニ、カクハ云ナリ」ト。ソレヨリ
ダン^㉝ノ問答アレドモ、滞リナカリケレバ、大君、
羅山子ノ博識ニ感ジ玉フト云々。コレホドノ博識ノ人ナ
ルニ、アル時 大君、先生ニ問テ曰、「聖人ノ道イカ
ンセバ、行レンヤ」。羅山子曰、「今世ノ人タヤスク行フ
コトヲ得ベカラズ」ト。大君コレヨリ僧沢庵^㉞ニ就
テ禅ヲ学ブ。儒者コレヲキ、羅山ニ切齒^㉟スト、閑
際筆記^㊱ニ出タリ。先生ニシテ孟子の弁アリテ 大君
ヲシテ感発セシメバ、聖人ノ道興ルベキニ、惜ムベキカ
ナ、禅ヲ学ビ玉フヤ。元ヨリ天資ノ 大君ナレバ、
齊・梁ノ君ト同日ノ論ニアラズ。又隆盛ノ時ナレバ、羅
山ニ学ビテ学ヲ興シ玉ハベ、天下文明トナルベシ。羅
山、タイドノ、俚語^㊲ニ得テ、コノ對ニ失フ。其魏々然タ
ルモノヲ見ルナルカ^㊳。ヲシムベシ。履軒先生^㊴曰、「猷

立ノデキザル料理人ニ、俄ニ盛饌^{セイセン}ヲ命ジテマナ箸^{ハシ}ノ予ヘタル寸^{とき}ハ、羅山子ハ逃ラルベシ。コノ料理ハ博識宏弁ニテハ出来サルベキナリト。宜ナルカナ。唯ソノ天下ヲ救フニ汲々タル人トシカザル人トノ虚実ノミ。

【注】

- ① 即座の智恵。当意即妙の意か。
- ② うまれつき。天が人に授けた性質。
- ③ 休まず努めるさま。
- ④ 才知と弁舌。
- ⑤ けやけし。きわだっている。
- ⑥ 『孟子』梁惠王上。
- ⑦ 「朝」は朝廷に参内するをいう。
- ⑧ 『孟子』梁惠王上。齊王は齊の宣王のこと。
- ⑨ 『易経』坎に「納約自牖」とある。牖は室内に明かりを入れる窓で、君心の理解しやすいことのたとえ。そこから、人の理解しやすい所から説き入るのがよいことをいう。『孟子』梁惠王上には孟子と齊の宣王の間答があり、蟠桃のいう孟子の「納約自牖」的説き方が見られる。
- ⑩ 戦国時代の遊説家、蘇秦と張儀の唱えた合従連衡の策をいう。蘇秦の合従策は、秦以外の六国が南北に同盟

を結んで秦に対抗するというもの。張儀の連衡策は秦の東方の六国にそれぞれ単独に秦と同盟条約を結ばせようとするもの。

- ⑪ 両者の間に大差があり同様に考えることができない。くらべものにならないほど異なっていること。

- ⑫ 『孟子』滕文公下に基づく。底本では「枉」になっているが正しくは「枉」である。「枉尺直尋」は、弟子の陳代が孟子に諸侯に会見するよう勧めたときの言葉。一尺を曲げることで一尋（八尺）を真っ直ぐにする、つまり自分が折れるという少しの犠牲で大きな利益を得ることをいう。孟子はこれを拒絶した。

- ⑬ 江戸初期の儒者。一五八三～一六五七。藤原惺窩に朱子学を学び、徳川家康以後四代の侍講となる。上野忍岡に学問所と先聖殿を建て、昌平黌の起源をなした。「子」は敬称。

- ⑭ 徳川家康の尊称。東照神君。敬意を表して行変えして冒頭に書いている。

- ⑮ 「台」は台徳院（第二代將軍秀忠の諡）。「猷」は「猷」の誤りで大猷院（第三代將軍家光の諡）のこと。敬意を表して字の上に二、三字分空けている。以下「大君」とある場合は同様。

- ⑯ 「陰見録」は「隱見録」が正しい。『武林隱見録』のこ

と。享保三年齊東野人撰。

①7 正保二年（一六四五）当時の將軍は徳川家光。

①8 岡田淡路守重次。

①9 狂言の「節分」「宝の槌」など。

②0 隠れ笠・隠れ蓑は身につけると姿が見えなくなるとい
う笠や蓑。打出の小槌は打てば好きなものが出せると
いうこづち。

②1 内田信濃守正信。

②2 巨勢金岡のこと。平安初期の宮廷絵師で、風景・風俗
画に新様式を開き、画家の社会的地位を高めたが、確
かな作品は伝存しない。巨勢金岡を祖とする一派を巨
勢派というが、作品はどれも現存しない。

②3 あおむけ。

②4 現在の横浜市金沢区。

②5 堀田加賀守正盛。家光の寵臣で当時老中であつた。

②6 他に抜きんでていること。

②7 「御台」は御台所の略で大臣や將軍の妻の敬称。「政
子」は北条政子。

②8 木曾義仲の子義高（義基あるいは義重）をいう。

②9 鎌倉初期の武將。頼朝の家人。平三と称する。

③0 北条時政。政子の父。その後妻が牧ノ方。

③1 江戸初期の臨濟宗の僧。諱は宗彭。家光の帰依を受け

て品川に東海寺を開く。書画・俳諧・茶に通じた。

③2 左に「セツシ」と書き入れあり。ひどく無念に思うこ
と。

③3 別名『本朝太平広記』。藤井懶斎撰。正徳五年（一七
一五）刊。巻之中に同様の文が見られる。蟠桃は経論
篇にてもこの書を引用している。

③4 俗言。

③5 『孟子』尽心下の孟子の言葉「説大人則藐之、勿視其
巍巍然」（大人に説くには則ちこれを藐んぜよ。其の巍巍然
るを視る勿かれ）に基づく。「巍々」は堂々たるさまを
いう。ここでは林羅山が將軍の威光を目にして恐れ、
自分の意見を言えなかつたのであろうかという意。

③6 中井履軒。中井竹山の弟。

③7 立派な料理。ごちそう。

③8 料理に用いる箸。

【現代語訳】

孟子は仁（徳）と智（才知）を兼ね備え、その上に雄
弁と当意即妙を加味しているが、それは生まれつきの資
質である。天下を救うことに休まず努めているのは賢者
の常ではあるが、才知と弁舌がなければ行い得ないもの
である。孟子が齊や梁の君主にお答えしているさまに、

最もきわだつて現れている。梁王が「さぞ我が国に利益をもたらしてくれるのであらうよ」と言つたとき、まず、王の「利」という一言をおとりにして付け入り、「王よ、どうして利益のことを言う必要があるのでしょうか。ただ仁義が問題なのです」と言い出して、利を抑えて仁義を取り上げ、その仁義がなければ国家が乱れて治まることができないとし、列国を参朝させて天下に王たるべきの方法を述べている。ああ、雄弁であることよ。利（利益を求めること）は永遠に世にとつての害であり、仁義は永遠に世にとつて利（利益のあること）である。また、斉王への応対において、どれもがわかりやすい所から話し始め、王の聞きたいという気持ちにつけ入つて説き出しているとはいへ、蘇秦・張儀の覇術の論とは同日にして論ずることはできない。即座の問答とはいへ、いささかも自説を曲げずに全体を正しく導いている。才知と弁舌を兼ね備えたといふべきである。

林羅山先生は博学で大きな才知の持ち主、我が国の大儒であつて、神君家康公に尊重された。神君以降、台徳院秀忠公・大猷院家光公に用いられた。『隠見録』には次のようにある。正保二年正月十九日夜、家光公に侍講した際、岡田淡路守が質問した。「狂言の中に『蓬萊島の鬼が持つ宝は隠れ笠・隠れ蓑・打出の小槌・ジヨジヨ

ムジヨジヨ』というのがあるが、この『ジヨジヨムジヨ』というのは何か」と。羅山先生は「右の品々は宝の中でも上々の物であつて、さらにこの上に上々なることはないという意味で『上々無上々』というのです」と答えた。

内田信濃守が質問した。「鎌倉にノッケン堂というものがある。昔、金岡納言がここに来て、このすぐれた風景を描き写そうとしても筆につくしがたく、筆を捨てて仰向けになつたことから、捨筆松として今も残っているという。これはどうか」と。羅山先生は「金岡納言が筆を捨てて仰向けになつたものではありません。あの堂は、金沢から出る山越えの坂の右の高い所にあります。坂から仰ぎ見るから仰見堂のつげんどうというのです」と答えた。

堀田加賀守が質問した。「子どもの遊びで、左右の手を寄せて鬼の皿ハシということをするとき、その囃し詞に『タイドノタイドノ、タイガ嬢ムスメ、梶原、アメウジ、メクラガ杖ヲツイテ通ル処ヲ、サラバヨツテツイノケ』ということがある。これはどうか」と。羅山先生は答えた。「これは鎌倉幕府創建の時、頼朝の意になつた抜きんでて威勢の強い人々を数えたものです。まず、タイドノタイドノとは御台政子です。一番もタイドノ、二番もタイドノと続いているのは、並べていふべき人がない

ことをいうのです。タイガムスメというのは、頼朝の長女で清水冠者（木曾義高）の夫人をいい、寵愛した娘です。次は梶原平三景時です。これもまた抜きんでた人物です。アメウジとは、安明寺という北条時政の妻牧ノ方の一族で、盲人となっていたがいつも側に侍って威勢のあった人です。だから殿中にて杖をついて歩いていました。安明寺に行き会う者は、片方に寄って通してやったから、こういうふうに言うのです」と。それ以後もいろいろと問答があったけれども、滞ることなく答えられたので、家光公は羅山の博識に感服なさった、とある。

これほどの博識な人であるのに、あるとき將軍が羅山先生に「聖人の道はどうすれば行われるであろうか」と問うと、羅山先生は「現在の人ではたやすく行うことはできません」と答えた。將軍はこれ以後、沢庵和尚について禪を学ばれた。儒者たちはこれを聞いて、羅山に切齒して悔しがった、と『閑際筆記』に出ている。羅山先生に孟子の弁舌の才があつて將軍を感じ入らせることができていたなら聖人の道が興っていたのに、惜しいことに禪を学ばれるようになってしまった。もとより天性の才のある將軍なのだから、斉や梁の君主とは同日に論じられない。また、幕府創建のころだったから、羅山に学んで学問を興しておられたならば、天下の文明となった

であろう。羅山からはタイドノなどの俗言を得るのみで、この答を得られなかった。家光公の威光が「魏々然」としているのを見たからだろうか。惜しいことだ。履軒先生は言われた。「献立のできない料理人に、急にご馳走を作るよう命じて料理箸を与えるというときには、羅山先生は逃げ出されるであろう。この料理は博識で弁が立つというだけではできないことといえよう」と。もつともなことである。ただ、（孟子のように）天下を救うことに汲々なる人とそうでない人との、虚と実の違いがあるのみである。

八、程子の言

アル人程子ニ問テ曰^①、「公モ亦術アリヤ」。答曰^②、「吾飢レバ食ヒ渴スレハ飲ミ、夏ハ葛シ冬ハ裘ス。其外ニ術ナシ」ト。又仙術^③ヲ問。答曰、「養生^④ヲヨクシ氣ヲ養ヒ、百年ノ寿ヲ得ルコトハアリ。五百年千年ノ寿ヲ得ルコトハナシ。又白日ニ飛行シ或ハ隠見スル^⑤コトハナシ。タトヘバ炉中ノ火ヲヨク貯ヘヤケバ一昼夜ハタモツベシ。顕ハシヤケバ二三刻^⑥ニ消ユルガゴトシ」ト。コレヲ以テミルベシ。人間^⑦大テイニ定リタル外ハナキコトヲシルベシ。八九十百歳ニ及ブ人ハ、炉中ノ火ノヨ

ク貯ハヘタルガゴトシ。四五十歳ニテ死スル人ハ、露シ
ラクガゴトシ。二三十歳マデニ死スル人ハ、アシキ消炭^⑦
ノ火ノゴトシ。ソノ外諸書ニ出タル陰陽不思議ノルイ
ハ、ミナ妄説トシルベシ。第一ニ山海經^⑧・列仙伝^⑨ヲ
ハジメ、前章ニモ論ズルゴトク、聖賢ノ書論ナラデハ、
ミナ神者仏者附会妄説ノ書ナリ。必シモ^⑩証トスベカ
ラズ。程子ノ言ヲ以テヨク／＼味^{あじわ}ヒ決シテ怪書ニ泥ム
ベカラズ。

【注】

①『程子遺書』四および十八。この言は『夢ノ代』無鬼
上十四、無鬼下二十五にも引く。

②仙人の行術。また、仙人になって不老不死を得るこ
とを目的として行術。

③「ようせい」と読むと不老長生をはかることをいう。
ここは「ようじょう」と読み、健康の増進をはかるこ
とをいう。

④隠見は隠れたり見えたりすること。仙人は飛行したり
姿を消したりできるとされた。

⑤『程子遺書』にはない。一刻は中国では一昼夜の百分
の一で、約十五分。日本では一昼夜を十二等分し十二
支に当てはめたものを刻といい（「丑の刻」など）、約

二時間。またさらにそれを三等分して上刻・中刻・下
刻という。この「二三刻」は四／＼六時間をいう。

⑥人の世。世間。

⑦薪や炭の火を途中で消してできた軟らかい炭。早く火
がつくので炭火をおこす時に用いるが消えるのも早い。

⑧書名。夏の禹王、またその臣の伯益の著というが、後
人の作である。空想によつて書かれた地理書で、中国
周辺部の記述には奇怪な記事が多い。晋の郭璞の注が
ある。

⑨書名。漢の劉向撰といわれるが、著者不明。仙人を列
挙した書。

⑩ふつうは下に否定語をともなつて、／＼であるとは限ら
ない意になるが、蟠桃は「決して」の意で用いるこ
とがある。

【現代語訳】

ある人が程子に「あなたにも（生きるうえで）術が
ありますか」と問うた。程子が答えた。「私は腹が空け
ば食べ、のどがかわけば飲み、夏は涼しい葛衣を着て、
冬は温かい皮衣を着る。その他に術はない」と。また仙
術について問うと、答えて言った。「健康に留意し、気
を養い、百歳の長寿を得ることはあるだろうが、五百

年、千年の長寿を得ることはありえない。また、白日のもと空を飛んだり、あるいは姿を消したりすることは無い。たとえば炉の中の火を（灰をかぶせて）よく保持しておく、一昼夜はもつだろう。（灰をかぶせないで）外に出しておく、と二三刻で消えるようなものだ」と。

このことはから考えるべきである。世の中ではたいてい定まったこと以外はおこらないということを知るべきである。八、九十歳や百歳まで生きる人は、炉の中の火をよく保持したもののようであり、四、五十歳で死ぬ人は火を外に出してあったもののようである。二、三十歳までに死ぬ人は質の悪い消し炭の火のようなものだ。そのほか諸書に出ている陰陽や不思議なことはどれも妄説であると知るべきである。第一に『山海経』『列仙伝』をはじめ、前章でもいうように聖賢の書物や論説ではなく、どれも神仏の信者がこじつけた妄説の書である。決して証拠とすべきではない。程子の言をばよくよく味わい、決して怪しげな書物に関わってはいけない。

九、地名・官名（上）

（九は長文であるため訳注者が上下に二分した。）

スベテ学者タルモノ漢土ノコトノミヲ玩^{モテ}ビテ我国ノコ

トヲ疎ニス。ユヘニ地名官名姓氏ノルイ、国法ヲ用ヒズシテ漢法ヲ用ヒルコト多シ。本ヨリ我国ハ自称シテ豊^{チイ}荊^ヲ中国、又千五百秋瑞穂^{アキミズホ}国、浦安^{ウラヤス}ノ国、秋津洲^{アキツス}ト云。後改メテ日本国ト云^①。コレ我邦ノ本名ナリ。ソノ倭^ワト云モノハ漢土ヨリシテ誤リ名付ル処也^②。東海姫氏^③ハ僧宝誌^④ノ云処ナリ。扶桑国ノコトハ前篇論ズ^⑤。大倭^{ヤマト}・大和^{ヤマト}・日本ノ三名ミナヤマト、訓ズ^⑥。コレハ代々大和ノ国ニ都アリシユヘ、ソノ国ノ名ヲ天下ノ聴名トシタルナリ。ソノ本ハ山迹^{ヤマト}・山戸^{ヤマト}・山止^{ヤマト}ナドノ故説^⑧アレドモイカンヲシラズ。野鳥臺^{ヤマト}ノ字ハ万葉仮字ノゴトシ。漢土ニテ人タル文字ナリ。大倭ハ漢土ヨリ大倭小倭ト云。又我邦ニテ倭ノ字ニ大ヲソヘタル意モアル也。大和ハ音同ジキユヘ易^カヘタルナリ。日本ヲヤマト、ヨムハ我邦ニテ訓シタルナリ。シカレドモ今ニテハ日本ト云、大和ノ国ト云コトハ本名ニナリタリ。其外外国ヨリ付ラレタル名ヲ用ユルコト口惜キコトニアラズヤ。江戸学者多ク我東方ト称スルコト浅ハカナルコト也。天下ノ人ミナ我国ヲ中トス。自ラ東方トスルコト何ノ云ゾヤ。桓武山城ノ都ヲ創^{ハシメ}、平安城ト号ス^⑩。佳名ニアラズヤ。後世右京ヲ長安トシ左京ヲ洛陽トスルモノハ漢土ノ長安ヲ西都トシ洛陽ヲ東都トスルニ比シテ号^{ナヅク}ルコトニシテ、漢ノ文物ヲ慕ヒ真似^{マシメ}ラスルトテモ余リ拙^{ツツ}キコトニアラズ

ヤ。然レバ不当ノ名ナリ。シカルニ近世右京ハ衰ヘ野トナリテ、左京バカリヲ京トスレバ、洛陽ノ名ノミ残レリ。ユヘニ今ハ洛陽聰名トナリテ華洛ト云、洛中洛外、上洛入洛ト云ナラハシタレバ今サラ咎ムベキニアラス。諸国ニ州ノ字ヲ添テ漢土ニ似セントス^⑪。シカルニ日本ニ元ヨリ州名ナシ。日向ノ国ト云、火ノ国・苧北ノ国・伊予ノ国・筑紫ノ国^⑫ナドニ神八洲ヲウミ^⑬四国^⑭（。九国）^⑮ヲ生ムト云^⑯ニミナ名アリテ、一字二字三字モアリ。淡路ナドニ八洲ト云大八洲ト云。（欄外：日本記ノ洲ノ字ハ島ノ心ナリ。大八洲ト云テ大八国トイハズ。大小ノ差別ナクシテ八洲トス。洲ハ今云スナリ。島ノコトナリ。州ニアラス。）シカレドモコレヲミナ文字渡リテ後ノコトナリ。旧事記国造本紀^⑰延喜式^⑱神名帳^⑲ニ州ノ字ナシ。中古ヨリ皆一字ニ定メラレタリ^⑳。然レニ漢土ニ相当スレバ今ノ日本ノ国名ハ州ニ当ルナリ。然レトモ漢土ノ州モ古今ノ違アリ。堯ノ時ニ舜ノ定ラレシハ十二州^㉑ナリ。肇^{ハジム}トアレバコノ時ニ始マルナルベシ。舜ノトキニ禹水ヲ治メテ九州トス^㉒。コノ時ハ四岳^{ガク}アリテ四方ヲ掌^{ツカサ}ドル。又十二牧^㉓ト云ハ一州ヲ掌^{ツカサ}ルナリ。コレヲ以テミレハコノ時マテハ郡県ノヤウナリ。又象ヲ有^{ユウ}庠^ヒニ封ズ^㉔ナド、堯ハ元ハ唐侯ナリシヲミレバ、諸侯ナキニモアラス^㉕。諸侯ノ有^{タモ}ツ所ノ地大小ヲ兼テミナ国ト云。

湯ハ七十里ニ興リ、文王ハ百里ヨリ興ル^㉖ノ類、又八百ノ諸侯^㉗ヲ以テミルベシ。春秋ノ経^㉘ニ出ルモノ百八十八国、ミナ諸侯ノ有^モツ処ヲ大小ニカギラズ一國ト云。戦國ニナリテ七國^㉙トナリタルナリ。蓋^{けだ}古ヘハ一州ハ大割ニシテ一州ノ内ニ諸侯ノ国百バカリモアルナリ。今ノ漢土ノ十五省^㉚ノゴトシ、十五州ト同意ナリ。日本モ漢ニ比スレバ六十六州^㉛ト云テ諸侯ノ国ヲ三百余トシテミレバ、大國ハ一州ヲ有^{ユウ}シ二州三州ヲ有シ、小國ハ一州ヲ三國五國トス。州ノ下ニ郡アリテ（欄外：今日本ノ郡ハ今ノ漢土ノ県ノゴトシ。）郡ノ下ニ郷ト云^㉜タレドモ、今ハ郷莊ノ名ハ或ハアリ或ハナシ。本ヨリ県ハ用ザルナリ。漢土ハ十二州九州ノ後ハ、三代^㉝ノ末春秋戦國ニ至リテ諸侯ノ国名ヲ以テ称ズルユヘ、州ハ虚位ノヤウニナリテ用ヒザレ、氏名ノ滅^{ホト}タルニモアラス。秦天下ヲ併^スセテ國ヲタテズ郡県トス。天下ヲ三十六郡^㉞トシテ、ソノ下ニ県アリ。シカルニ州名コノ間ニ存ス。（欄外：古ヘノ州ハ大ナリ。後世ノ州ハ小ナリ。ツイニ四百余州トナル。今ハ省ノ下ニ府アリ、府ノ下ニ州アリ、州ノ下ニ県アリ。）

「古ヘハ諸侯小ナリ。ユヘニ九州十二州ナド、云テ州ハ大ニシテ州ノ下ニ國多クアリ。後ハ諸侯相併吞シテ國大ニナリテ州ハ小トナリ、國ノ下ニ州アリ。秦天下ヲ三十

六郡トセシヨリ州国郡県ノ名紛擾ス。」

漢ハ州ニ刺史^③アリ。郡ニ守アリ。世ニヨリテ大ヲソヘテ太守^④トスレドモ本名ニアラズ。後ニハ刺史ヲ重ンジテ牧ト云。コレ舜ノ十二牧ニ比スルナリ。唐宋ハ大抵州ノ名ヲ削リテ天下郡守県令ニテスムコトアリ。ソノ郡ヲ州トスレバ必^{かならず}守ヲ改メテ刺史ト称ス。名ハカハリテ事任^⑤ハカハルコトナシ。州ニテモ郡ニテモ県ハソノ下ニアリテ数多シ。州郡ニスベラル、ナリ。並^{なら}ブモノニアラズ。漢ニハ州郡ノ間ニ諸侯ヲ封ズレバ、国ト云テ州郡トナラフ^⑥。明清ニ至リテ州ノ数多クナリテ四百余州ナド云ヤウニナル。当世ハ一省ノ下ニ州アリ、州ノ下ニ県アリ、郡ナシ。我邦中世漢土ノ文物ヲシタヒ諸制度多ク彼土ノ制ヲ用ヒラル、コト多シ。六十六国ハ古ヨリアル処ニシテソノマ、ノ数ヲ用ヒ文字ヲ二字ニ定メテ好字ニ改ラル。コノ時ハ郡県ノ制ナリ。我ノ国ト云ハ彼ノ州ノゴトシ。近世封建ニナリテモ^⑦、ソノ名改マルコトナシ。ユヘニ今ニテハスマヌコトト云也^⑧。日本ニ国ノ字元來封邑^⑨ノ意ナシ。クニノ和訓ハ大古ハ天ニ対ス。天ノ常立ノ神、国ノ常立ノ神、天ツ神・国ツ神^⑩ニテミレバ、国ハ土ナリ地ナリ。クニノ和訓ハ国ノ字ヲ入タルナリ。土地ノ字ニスレハ天ニ対シテ当ルトイヘドモ、又一国ヲモクニトイヘハ、州ノ字ニモアタルナリ。

【注】

①『夢ノ代』歴代篇(卷四)七に詳述。「抑我國ノ号ハ、二神始メテ日本浦安^{ヤマトウラヤス}ノ国ト云、饒速日尊^{ニギハヤヒノミコ}、虚空見^{ソラミツヤマト}日本^{ニッポン}ノ国ト云、又細^{くわい}戈^ご千足^{ちんそく}国^{くに}・豊葦原^{とよあしはらの}中国^{ちゅうごく}・千五百^{ちよとよ}百^{ひゃく}秋瑞穗^{あきのみづほ}国^{くに}ノ名アリ。神武帝大和^{とよ}二都^{ふた}シ玉^{たま}ヒテ後、豊秋津洲^{とよあきつしま}ノ名ハジマル」とある。なお、「日本浦安」は『日本書紀』神武紀三十一年および神代紀に見え、「豊秋津洲」は神武紀三十一年に、神武の言で始めて秋津洲の号ありとある。「秋津」は蜻蛉とも書き、トンボのこと。神武天皇が大和国の山上から国見をしてトンボの形に見えたことから。

②歴代篇七の冒頭「倭奴国ノ称、漢ヨリ命ズル所ニシテ、我邦ノ本名ニアラズ云々」。

③歴代篇七に「ソノ外扶桑国・君子国・姫氏国・黒鹵国・倭奴国、ミナ外国ノ云名ニシテ、我自名ニアラズ」とある。「東海姫氏国」とは東海にある姫氏の国の意で日本をいう。姫氏は古代中国の周王朝の姓。周の大王の子、呉の泰伯の子孫の国とする説がある。

④梁の高僧。宋・斉の時、靈跡をあらわし予言をよくしたという。『梁書』何敬容伝に記載がある。『釈日本紀』(『日本書紀』の注釈書。卜部懷賢著。鎌倉末期に成立。活字本は『新訂増補国史大系』にあり)巻一

「開題」に「問、此国謂東海女国、又謂東海姬氏国。若有其説哉。答、師説、梁時宝誌和尚識云、東海姬氏国者、倭国之名也。今案、天照大神始祖之陰神也。神功皇后又女主也。就此等義、或謂女国、或称姬氏国也。謂東海者、日本自大唐当東方之間、唐朝所名也」とある。すなわち、宝誌が「東海姬氏国は倭国の名である」というのを引き、ト部懷賢は天照大神や神功皇后が女性であったことから日本を女国あるいは姬氏国というのであるという。しかしこれは事実誤認である。姫は周の姓であつて、日本でいうヒメのことではない。周時代、功臣に周の女性を嫁がせることが多く、それらの女性は嫁ぎ先では姬氏と呼ばれたことから、後世に高貴な女性を姫というようになった。日本でも比売（ヒメ）に「姫」の字が当てられるようになったのである。

⑤『夢ノ代』歴代篇一に「景行紀二曰、『十八年秋七月、筑紫ノ国御木ニ到リ、高田ノ行宮ニ居ル。時二^{タラレタルキ}僵樹アリ。ソノ長九百七十丈。（中略）天皇勅シテ曰、コレ神木ナリ。コノ国ヲ御木ノ国ト云ベシト』（中略）履軒先生曰、コレ扶桑也。木ノ名、漢人ハルカニ名ヅクル処ニシテ、我国モトヨリコレヲシラズ。扶桑ノ名、初テ離騷ニ出ヅ。久シイ哉云々」とある。扶桑は

中国で古くから東海中の日の出る所にあるという神木。『楚辭』離騷が初出。日本の異名となった。

⑥歴代篇七にほぼ同内容の文がある。

⑦「山迹・山戸・山止」の左側に「ヤマノアト・ヤマノト・ヤマト・マル」の振り仮名がある。

⑧古説と同じ。

⑨『三国志』魏書・東夷伝・倭人（いわゆる「魏志倭人伝」）では邪馬壹。歴代篇七では「魏志ニ云」として一部引用している。また、野馬臺をヤマトと読んでいる。馬を烏と書いているのは筆写の際の誤記か。

⑩『夢ノ代』地理篇（卷二）五に「桓武帝、今ノ京城ヲ開キ平安城ト名付ク。佳名ト云ベシ。シカルニ中世、左京ヲ洛陽トシ、右京ヲ長安トス。漢土ノ地名ヲ擬シタルコト、文物ヲシタヒ過シテ拙ナシト云ベシ」とある。

⑪中国では漢代以後、県（長官は県令）の上に郡（長官は太守）、郡の上に州（長官は刺史）を置いた。十三州であつたのがそののち数が増し、州の面積を縮小し、隋・唐では州と郡は同じ位置づけになった。明・清では県の大きなものを州といい、郡はなかった。

⑫「日向ノ国」は宮崎、「火ノ国」は熊本、「苜北ノ国」は熊本県にあつた葦北国。「伊与ノ国」は愛媛（伊予、伊余とも書く）。「筑紫ノ国」は筑前・筑後（福岡県）

をいうが、古くは九州の総称であった。

- ⑬イザナギ・イザナミの二神が国々を生んだという神話がある。八洲は『日本書紀』では大日本豊秋津・伊予二名・筑紫・億岐・佐渡・越・大・吉備子の八洲。ほかに異説が五種。『古事記』では淡道之穂之狭別・伊予二名・隠伎三子・筑紫・伊伎・津・佐度・大倭豊秋津の八島。

- ⑭「九国」は後からの書き足し。『夢ノ代』神代篇（卷三）十六に「二神スデニ大八洲ヲウム。ミナ名アリ。四国・九州ハトリ分神ノ名ナリ」とある。『古事記』には、四国は「伊予国は愛比売、讃岐国は飯依比古、粟国は大宜都比売、土佐国は建依別と謂ふ」、九州は「筑紫国は白日別、豊国は豊日別、肥国は建日向日豊久土比泥別、熊曾国は建日別と謂ふ」とある。

- ⑮『旧事記』は先代旧事本紀、旧事本紀ともいう。神代から推古朝までの事跡を記した史書。平安初期の成立。聖德太子・蘇我馬子撰とされ、神道では記紀とともに尊重されてきた。しかし、享保十六年（一七三三）多田義俊が『旧事紀偽書明証考』を著し偽作と断定。本居宣長らも偽作説を採った。蟠桃もこれを受け、太子ら真作の旧事紀は亡失し、現存書は偽書とみなしている。「国造本紀」は卷十で「惣任国造百四

十四国」として各国の名と国造の名をあげる（活字本は『新訂増補国史大系』所収）。

- ⑯「弘仁式」「貞観式」の後を承けて編修された律令の施行細則。平安初期の禁中の年中儀式や制度などの事を漢文で記す。五十卷（活字本は『新訂増補国史大系』所収）。

- ⑰神社の名称を記した帳簿。特に『延喜式』の卷九・十を「神名式」をいい、宮中・京中・五畿七道の神社三十三座を国郡別に登載する。

- ⑱ここでは「一字」となっているが「二字」の誤りであろう。和銅六年（七一三）に詔して国郡郷名に二字の佳字を用いさせた。例えば、泉を和泉、紀を紀伊。

- ⑲「書経」舜典に「肇十有二州」とあり、『史記』五帝本紀にも同文がある。

- ⑳「書経」禹貢に見える。『史記』五帝本紀も同じ。

- ㉑堯・舜時代の四方の諸侯の長官。

- ㉒牧は古代中国の地方長官。『書経』舜典「詢于四岳」「咨十有二牧」（詢・咨はともに謀るの意）。

- ㉓象は舜の異母弟。『史記』五帝本紀には、舜の父瞽叟は後妻とその子象を愛し、何度も舜を殺そうとしたとある。有庠は舜が象を封じた地。『孟子』万章上に「象至不仁、封之有庠」とあり、『白虎通』封公侯に

「舜封弟象有庠之野」とある。

②4 郡県は行政区画をいい官吏が長官に赴任して治めるが、諸侯は天子から封地を与えられたものをいい、封地は世襲される。

②5 殷の湯王も周の文王も小国から興ったことをいう。『孟子』公孫丑篇上に「孟子曰、以力假仁者覇。覇必有大国。以德行仁者主。王不待大。湯以七十里、文王以百里（孟子曰く、力を以て仁を假る者は覇たらん。覇は必ず大国に有る。徳を以て仁を行なう者は王たらん。王は大を待たず。湯は七十里を以てし、文王は百里を以てす）」とある。

②6 『史記』殷本紀に「西伯既卒、周武王之東伐、至盟津、諸侯叛殷会周者八百、曰紂可伐矣（西伯（周の文王）既卒し、周武王の東伐するや、盟津に至る。諸侯の殷に叛し周に会する者八百、曰く紂伐つべしと）」とある。

②7 『春秋』の本文を「経」という。「伝」はその解説（『春秋左氏伝』など）。

②8 いわゆる戦国の七雄。秦・楚・斉・燕・韓・魏・趙。
②9 地方行政区画の省は元代に十一の行中書省を置き、これを行省と呼んだのに始まる。『元史』地理志によると、嶺北・遼陽・河南・陝西・四川・甘肅・雲南・江浙・江西・湖広・征東の諸省である。清では十五省になっていたと思われる。なお現在は省は二十二ある。

自治区・特別行政区や大都市は省に含まれない。

③0 天長元年（八二四）、日本全国を六十六国二島（壹岐・対馬）と定め、明治にいたるまで引き継がれた。

③1 中国古代の夏・殷・周の三王朝を指す。

③2 『史記』始皇本紀に「分天下以為三十六郡」とある。なお、秦は火徳の周に勝ったことから水徳であるとし、色は黒、数は六を重んじた。三十六という数字はこれに因むと考えられる。

③3 州の長官。漢の武帝が設置。

③4 漢の景帝が郡守を改称したのが最初である。

③5 任務。責任。

③6 秦では郡・県に分割し長官を派遣して治めさせる郡県制度を採用したが、漢になると基本的には郡県を置き、王族や功臣に領地（国）を与える封建も行われ、郡県と国とが混在することになった。これを郡国制度という。

③7 本来は天子が天領以外の土地を諸侯に分け与え、領有統治させることをいうが、ここでは江戸時代に将軍が大名に藩を与えたことを指す。

③8 日本では国を州にあてているが、国は封建制による領地をいい、州は郡県制による地方区分をいう語であるから、国を州の名で呼ぶのは不適当であるの意。

③9 封建諸侯の領地。

④0 記紀における開闢神話の神。アメとクニを対にした例は多い。

【現代語訳】

すべて学者というものは、中国のことばかりを愛好し、我が国のことをおろそかにしている。だから地名・官名・姓氏の類、我が国の方法を用いずに中国の方法を用いることが多い。元々、我が国は自国のことを「豊葦原中国」、また「千五百秋瑞穂国」・「浦安ノ国」・「秋津洲」といい、のちに改めて「日本国」といった。これが我が国の本名である。

その「倭」というのは、中国が誤って名づけたものである。「東海姫氏国」は僧の宝誌が言ったことに拠る。「扶桑国」のことは前篇（歴代篇）で論じた。大倭・大和・日本の三つの名は、みな「ヤマト」と訓ずる。これは代々大和の国に都があつたために、その国の名となり、天下の総称としたのである。その元々は山迹・山戸・山止などとする古い説があるが、どれが正しいかわからない。野馬臺やまたの字は万葉仮名のようなものだ。中国において当てはめた文字である。大倭は中国から大倭・小倭といわれたとか、また我が国で倭の字に大を添

えたという意見もある。大和は音が同じであることから変えたのである。日本を「ヤマト」と読むのは、日本において（意を取って）訓じたのである。しかしながら、今では日本といい、大和の国というのは本名になっている。そのほか、外国から付けられた名を用いることは、口惜しいことではないか。

江戸では学者の多くが「我が東方」と称することがあるが、浅はかなことである。天下の人はみな自国を「中」としている。自ら「東方」とするのはどういうことか。

桓武天皇は山城の都を創始し、平安城と号した。よい名ではないだろうか。後世、右京を長安とし左京を洛陽としたのは、中国では長安を西都とし洛陽を東都としたのになぞらえて名付いたのであって、中国の文物を慕い真似をするといっても、余りに拙いことではないだろうか。それゆえこれは不当の名である。それなのに近世になって右京は衰退し野となり、左京だけを京とするようになったので、洛陽の名が残った。だから今では洛陽が京を表す名となつて、華洛といい洛中・洛外・上洛・入洛と言ひ習わしているので、今さらとがめることはできない。

諸国の名に州の字をそえて中国に似せようとしている。しかし、日本にはもともと州の名はない。日向国と

いい、火の国・芦北の国・伊与の国・筑紫の国などという。イザナギ・イザナミの二神が八洲を生み、四国・九国を生むというときに、どれにも名があつて、一字の名、二字の名、三字の名もある。淡路などには洲といひ、大八洲ということもある。(欄外：『日本書紀』の洲の字は島のことをいう。大八洲といつて大八国とはいわない。大小を区別せず八洲とする。洲は今でいう「す」であり、島のことである。州ではない。)しかし、これらはみな文字が渡来して以後のことである。『旧事記』国造本紀や『延喜式』神名帳に州の字はない。中古以後はみな二字の名に定められた。

ところで中国に当てはめれば、今の日本の国名は州に当たる。とはいえ、中国の州も昔と今では違いがある。堯のとき、舜に定められたのは十二州である。「肇む」とあるから、この時に始まったのであろう。舜のときに禹が治水を行い九州とした。この時は四岳がいて四方を掌った。また十二牧というのはそれぞれ一州を掌るものである。このことから考えると、この時までは州は郡県のようなものであつた。また舜が弟の象を有庠に封じたことなどや、堯はもともと唐侯であつたことを見ると、諸侯がなかったわけでもない。諸侯の所有する地は、大小にかかわらずすべて国という。殷の湯王は七十里四方

の国から興り、周の文王は百里四方の国から興つたということや、また殷末には八百もの諸侯があつたことから見るべきである。『春秋』の経文に出てくる国は百八十国あり、すべて諸侯の所有するものは大小にかかわらず一国という。戦国時代になって七国になったのである。

思うに、古代では一州は大きく区分した一つで、一州の中に諸侯の国が百ほどあつたのである。今の中国の十五省のようなもので、十五州と同じ意味である。日本も漢になぞらえてみれば、天長以来六十六州というが、諸侯の国を三百余りとして見れば、大国は一州を所有、あるいは二州・三州を有するものもあり、小国は一州を三国や五国で分けている。州の下に郡があつて(欄外：今の日本の郡は今の中国の県のようなもの)、郡の下に郷とか荘とかというけれども、今は郷や荘はあつたりなかつたりする。もともと県は日本では用いないのである。

中国では舜の十二州、禹の九州ののちは、三代の末、春秋戦国時代に至り、諸侯の国の名で呼ぶため、州は実体的でない名のようになって使用されなかつたけれども、名が減んでしまつたのではなかつた。秦が天下を統一し、国を作らず郡県を置いた。天下を三十六郡として、その下に県を置いた。ところで州の名がこの中に存在し

ている。(欄外：古代の州は大きい。後世の州は小さい。それで四百余州にもなった。現在では省の下に州があり、州の下に県がある。)

「古代においては諸侯は小さかった。だから九州や十二州などといって、州は大きくて州の下に国が多くあった。のちには諸侯がたがいに併呑し、国が大きくなって州は小さくなり、国の下に州があつて、秦が天下を三十六郡として以来、州・国・郡・県の名が入り乱れることになった。」

漢は長官として州に刺史を、郡に守を置いた。時代によつては、「大」をつけて大守とするが、正式な名ではない。のちには刺史を重んじて牧ということもあるが、これは舜の十二牧になぞらえているのである。唐・宋では、たいてい州の名を削除して、天下郡守・県令に替むることがあり、その郡を州とするときは必ず守を書き改めて刺史と称した。名は変わつても、任務が変わることはなかった。州であれ郡であれ、県はその下にあつて数が多かった。県は州や郡に統治される。並列されるものではない。

漢においては州や郡の間に諸侯を封じた場合、これを国といつて州・郡とならべた。明・清にいたつて州数が多くなつて、四百余州などというようになった。現在は

一省の下に州があつて州の下に県がある。郡はない。

我が国の中世では中国の文物を慕い、諸々の制度の多くは中国の制度を採用していた。六十六国は昔からあつたから、そのままの数を用い、文字を二文字にして好い字に改めた。この時は郡県制であつた。日本で国というのは中国の州のようなものである。近世の封建制度になつてからも、その名を改めることはなかった。だから、現在では不適當なこととなつた。

日本において国の字にもともと封邑の意味はなかつた。「クニ」という和訓は大昔は天に対する語であつた。天の常立の神・国の常立の神・天つ神・国つ神ということとばから見れば、国は土や地の意味である。「クニ」という和訓に国の字を当てはめたのである。土地を表す字と見れば、天に対してのことで当たっているが、また一国をも「クニ」といえば州の字にも当てはまるのである。